自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第 12 条第３項の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が発付する自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

（広告の名称及び内容）

第２条　広告要綱第４条第１号に規定する広告媒体の名称及び内容については、「自動車税種別割納税通知書用封筒広告」とする。

（広告の規格及び数量等）

第３条　広告要綱第４条第２号に規定する募集する広告の規格及び数量並びに広告掲載の期間については、県が別に定めるものとする。

（広告掲載の要件）

第４条　広告要綱第４条第３号に規定する広告掲載に関する基準（以下「広告掲載の要件」という。）については、広告要綱第２条第２項に規定する岩手県広告取扱基準第４及び第５並びに県が別に定める基準の規定を適用するものとする。

（広告掲載の申込みの時期及び方法）

第５条　広告要綱第４条第４号に規定する申込みの時期及び方法については、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書（様式第１号）により、県が指定する日までに、県に広告の掲載を申し込むものとする。

（広告掲載料）

第６条　広告要綱第４条第５号に規定する広告掲載料の基準となる額は、広告掲載料の募集最低価格として県が別に定め、募集に係る公告の際に提示する。

２　広告デザイン等の作成に要する費用は、広告掲載を申し込んだ者の負担とする。

（広告掲載の募集）

第７条　広告は、原則として県ホームページにより公募するものとする。

（広告主の選定及び通知）

第８条　県は、第５条の規定による申込みがあったときは、当該申込み者及び申込みに係る広告の内容が、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載するものとして適当であると認められるものであるかを広告掲載の要件により審査したうえで、広告掲載申込書に記載されている申込み額が最も高い者（以下「最高額での申込み者」という。）を広告主として選定する。

２　前項の選定において、最高額での申込み者が２者以上あるときは、くじにより広告主となる者を決定する。

３　前２項の規定による広告主の選定は、総務部税務課総括課長が行い、広告主を選定したときは、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載（不掲載）通知書（様式第２号）により、広告掲載を申し込んだ者に通知するものとする。

（契約書の作成）

第９条　県は、前条第１項及び第２項の規定により広告主を選定したときは、自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載に関する契約書（様式第３号）を作成し、広告主と取り交わすものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第 10 条　広告に使用する主な言語は、日本語とする。

２　広告には、次の事項について明確かつ明瞭に表示しなければならない。

（1）　広告主の名称及び問い合わせ先

（2）　上部に縦 1.0cm×横 3.0cm 以上の大きさの「広告」の表示

３　広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければならないものとする。

４　県は、前項の規定により提出された広告原稿の内容につき、広告掲載の要件に該当すると認めるときは、期日を定め、広告主に対して修正又は再提出を求めることができる。この場合、広告主は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（広告掲載料の請求）

第 11 条　県は、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒が作成されたことについて、その作成された年度の３月末日までに広告主に対して文書により通知するとともに、その通知をした日の翌日から起算して 15 日を経過する日を納付期限として広告掲載料を請求するものとする。

（自動車税種別割納税通知書用封筒の発付の報告）

第 12 条　県は、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒を発付した日の翌日から起算して 15 日を経過する日までに、広告主に対してその発付の実績を報告することとする。

（広告主の責務）

第 13 条　広告主は、広告主自ら及び広告の内容が、広告掲載の要件に該当するものでないことを、県に対して保証し、県からその証明を求められた場合には、速やかにこれに応じ証明するものとし、これを拒んではならないものとする。

２　広告主は、広告主に関すること又は広告の内容につき、県から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じ説明するものとし、これを拒んではならないものとする。

３　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

（契約の解除）
第 14 条　県は、次に掲げるいずれかに該当するときは、広告主との契約を解除することができるものとする。
（1）　県による自動車税種別割納税通知書用封筒の使用までに、広告主自ら又は広告の内容が広告掲載の要件に該当したとき
（2）　正当な理由なく第 10 条第３項に規定する広告の原稿の提出を遅滞したとき
（3）　正当な理由なく第 10 条第４項に規定する修正又は再提出に応じないとき
（4）　正当な理由なく第 13 条第１項及び第２項に規定する県の求めに応じないとき
２　県は、前項の規定により契約を解除した場合は、広告掲載料の 100 分の 10 に相当する額の違約金を広告主に請求することができるものとする。
３　広告主は、第１項の規定により契約を解除された場合は、県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。
４　県は、第１項の規定により契約を解除したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。

（協議）
第 15 条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）
第 16 条　この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、盛岡地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）
第 17 条　この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 18 日から施行し、平成 21 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行し、平成 25 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 18 日から施行し、平成 26 年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 6 日から施行し、平成 31 年度分の自動車税納税通知書用封筒広

告から適用する。

附 則

この要領は、令和２年 10 月 23 日から施行し、令和３年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この要領は、令和３年 11 月 29 日から施行し、令和４年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

様式第１号（第５条関係）

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領第５条の規定に基づき、　　　　年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、岩手県広告取扱要綱及び広告取扱基準並びに自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領及び自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準を遵守すること、県税に未納がないこと並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを誓約します。

年　　月　　日

岩手県知事　　　　　　　　あて

申込者　住所

商号又は名称

代表者氏名

記

１ 広告の内容（※１）			
２ 広告掲載の申込み額 （税抜き価格は、　　　　円以上としてください。）		円 （税抜き価格　　　　円）	
３ 連絡先			
（1） 担当者部署		（2） 担当者氏名	
（3） 電話番号		（4） ＦＡＸ番号	
（5）Ｅ－ｍａｉｌアドレス			
（6）ホームページＵＲＬ			

４　添付書類

（1）　法人・団体の定款、寄附行為又は規約の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）

（2）　申込者の業種、事業内容、及び広告の内容がわかるもの（会社概要、パンフレット等）

（3）　県税に未納がないことを証明する納税証明書並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書（※２）

（4）　広告原稿（図案のラフやスケッチなど、イメージのもので構いません。）

※１　「広告の内容」の欄は、申込時点での予定内容（例えば、「○○のイメージアップ広告」等）を記載し、別に広告原稿（「４　添付書類」の(4)）を添付してください。掲載する広告原稿については、広告主決定後に提出していただきますが、広告掲載にふさわしくない場合には、内容の変更をお願いすることがあります。

※２　県税に未納がないことを証明する納税証明書については、広域振興局の税務担当窓口に、納税証明書交付請求書（様式第111号ア）を提出することにより交付を請求してください。消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する納税証明書については、税務署に交付を請求してください。

様式第２号（第８条関係）

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載（不掲載）通知書

年　月　日

様

岩手県知事　　　印

【掲載することとした場合】

年　月　日付けで申込みのありました　　年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

つきましては、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領第９条の規定に基づく契約書及び同要領第10条の規定に基づき作成した広告原稿を　　年　月　　日までに提出してください。

記

１　掲載料　　　　　　　　円

（うち消費税及び地方消費税　　　　　　円）

２　広告掲載料の納付

県により、広告を掲載した自動車税種別割納税通知書用封筒が作成されたことについての文書による通知がなされた日の翌日から起算して 15 日を経過する日までに、県が別に定める方法により納付してください。

詳しくは、別途通知します。

【掲載しないこととした場合】

年　月　日付けで申込みのありました　　年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載については、掲載しないことと決定いたしましたので通知します。

記

掲載しないこととした理由

収入
印紙

様式第３号（第９条関係）

自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載に関する契約書

契約の名称　　　　　　　年度自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載に関する契約
契 約 金 額　　　　　　　　　　　円　（うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　円）
契約保証金　　　免除

岩手県（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）とは、　　　　年度自動車税種別割納税通知書用封筒に乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告の作成及び掲載）
第１条　乙は、岩手県広告取扱要綱及び岩手県広告取扱基準並びに自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領及び自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準に基づき、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載する広告を作成するものとする。
２　乙は、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載する広告について、事前に甲に承諾を得るものとする。

（苦情等の処理等）
第２条　乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
２　乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲が第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。
３　乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
４　甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

（広告掲載料）
第３条　乙は、広告掲載料として頭書の金額を甲に支払うものとする。
２　広告掲載料は、甲が発行する納入通知票により、甲が定める期日までに支払わなければならない。
３　乙は、広告掲載料を前項の期日までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ、年（会計規則第 117 条第１項に規定する割合）パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（広告の掲載の中止）
第４条　甲は､乙の責に帰すべき事由により広告を掲載することができないと甲が認めた場合は、広告の掲載を中止することができる。

２　前項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。
３　乙は、第１項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、広告掲載料の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、甲が特に損害額がないと認める場合はこの限りでない。
４　乙は、前項の賠償金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。
５　乙は、第１項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（契約の解除）
第５条　甲は、乙がこの契約に違反したとき又は乙の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。
３　乙は、第１項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、広告掲載料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
４　乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。
５　第１項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（不当介入に対する措置）
第６条　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、甲に報告するとともに、警察署に届出を行わなければならない。

（秘密の保持）
第７条　甲及び乙は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）
第８条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（その他）
第９条　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、

乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその１通を保有するものとする。

年　　月　　日

岩手県
　代表者　岩手県知事　氏　　名　　印

住所

氏　　名　　㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）